

仕 様 書

(物件番号 教空 1 美唄聖華高等学校若草寮：1階食堂機械室側設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは1.9m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格を上回らない価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

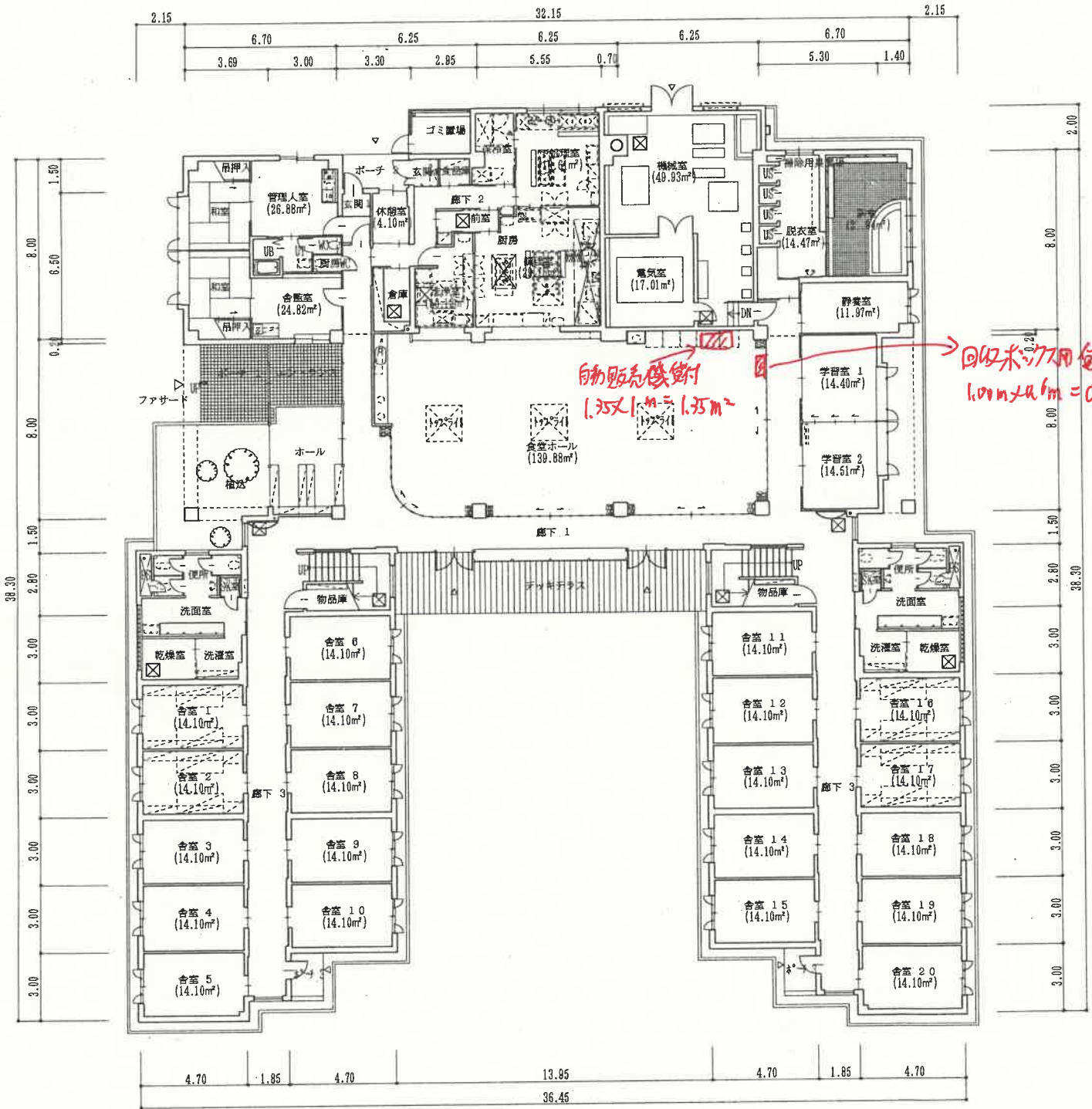
契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。



自動販売機
 $1.35 \times 1.1 = 1.35 \text{ m}^2$

→ 同様に77個貸付
 $1.00 \text{ m} \times 0.6 \text{ m} = 0.6 \text{ m}^2$

仕 様 書

(物件番号 空教 2 北海道砂川高等学校：生徒玄関ホール廊下設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは 2 m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収 ※リサイクル回収ボックスを設置しない場合は削除すること

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から20円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

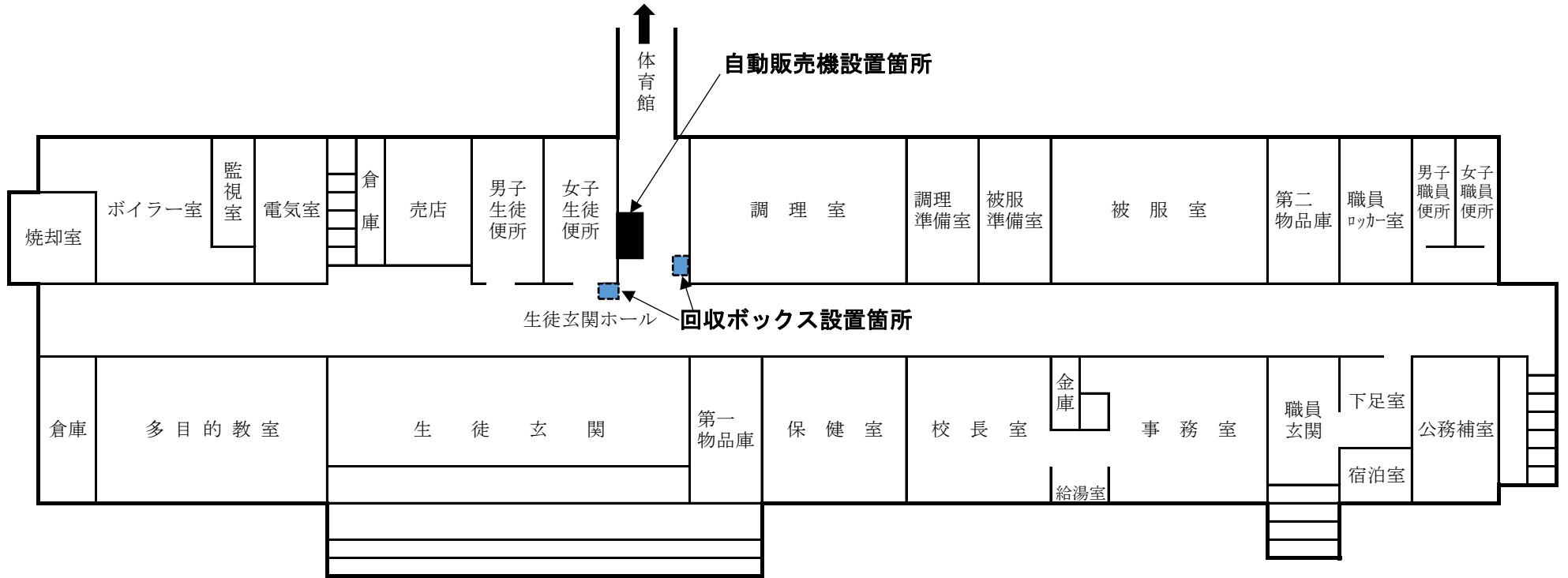
10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

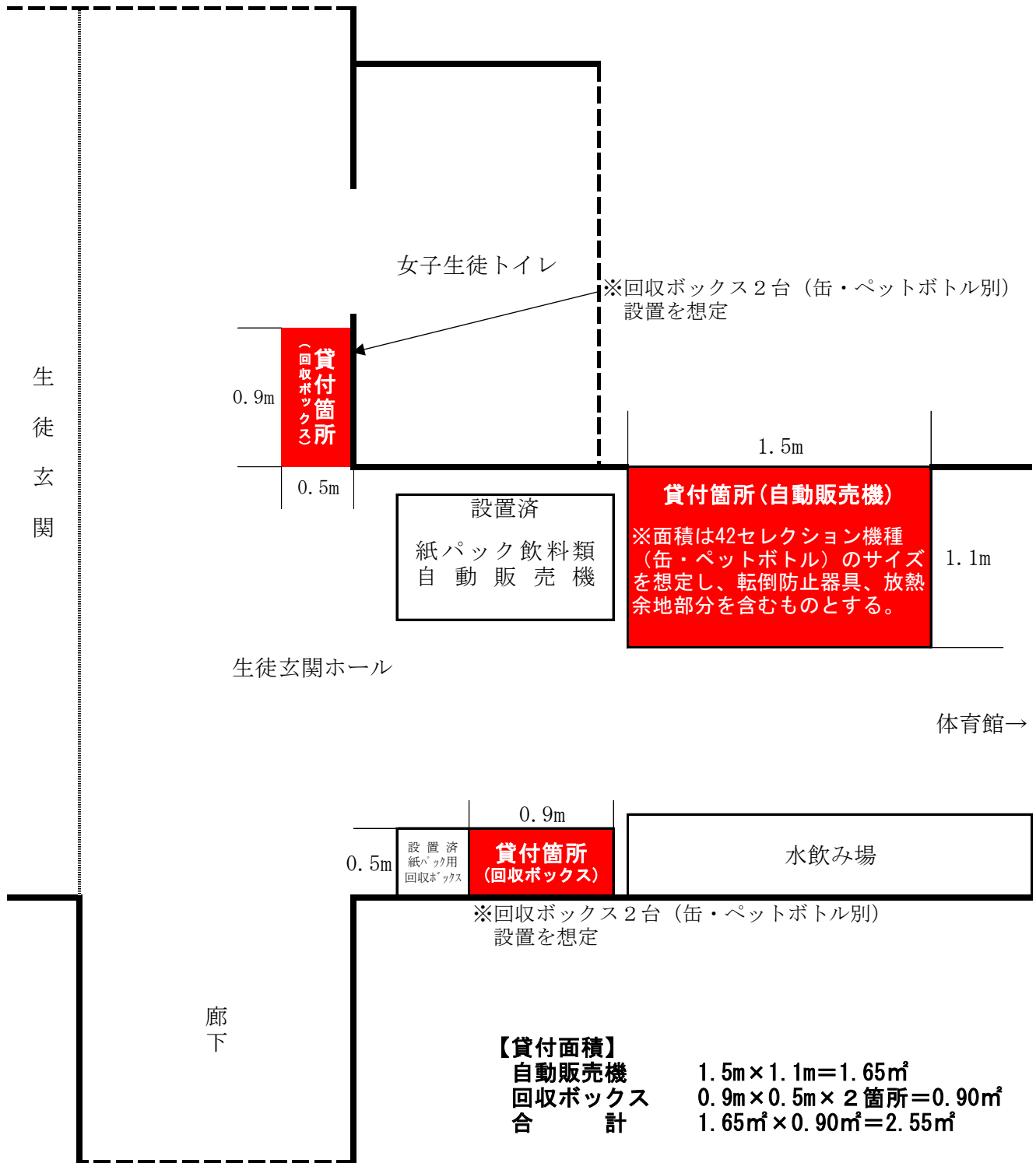
11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

北海道砂川高等学校 1 階平面図



貸付箇所図



仕 様 書

(北海道栗山高等学校：1階自販機スペース設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは 2 m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

- ① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から 20 円下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第 10 条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年 10 月末日及び 4 月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

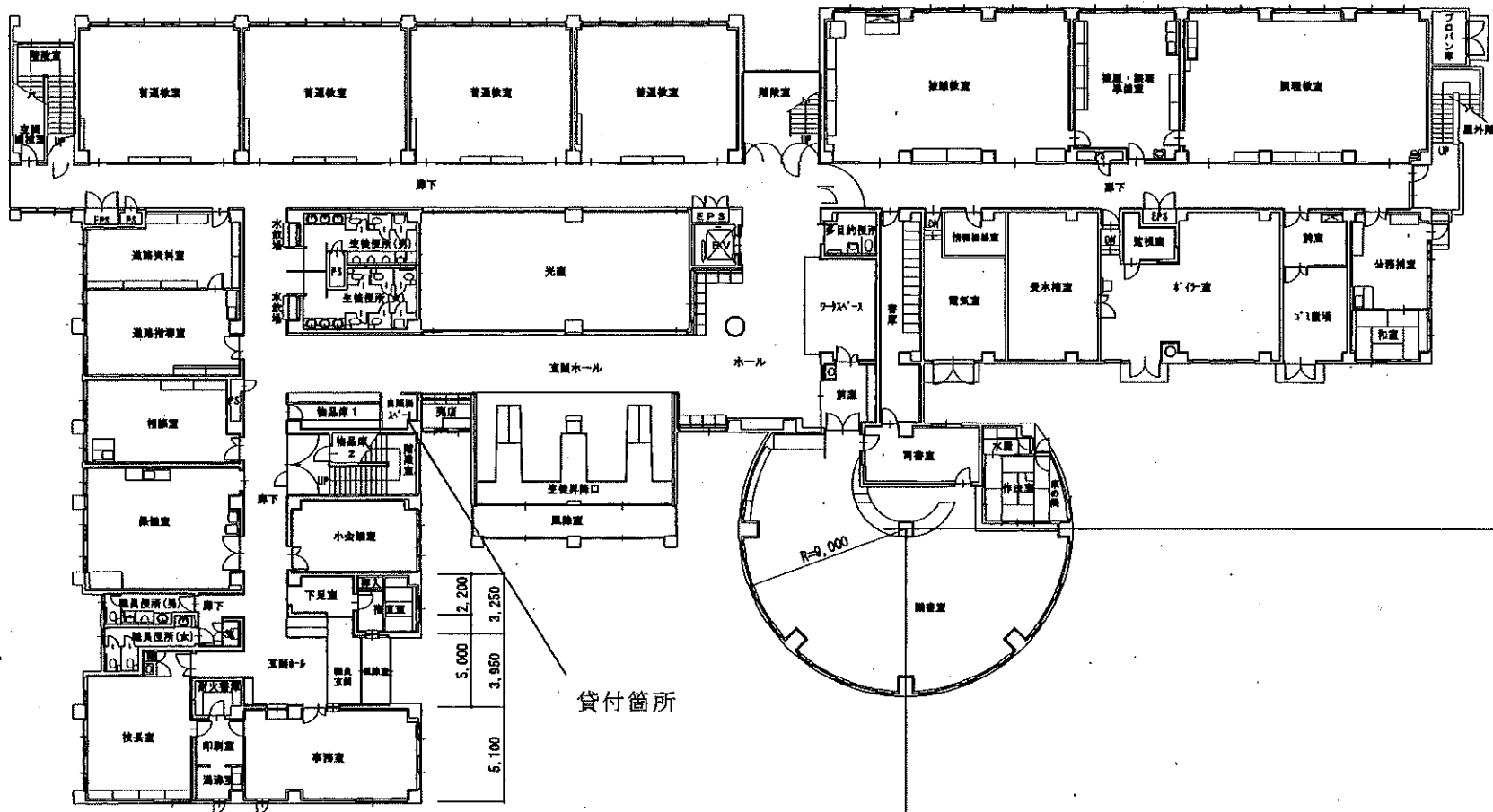
11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

3,550	9,000	9,000	9,000	9,000	4,500	13,500	6,000	13,485	2,015					
		2,600	7,000	14,700	2,700	3,500	4,000	2,400	4,600	5,000	9,900	3,600	3,600	985
		650	6,350		2,515	3,885	985	3,015	1,200	3,400		1,200	3,075	5,625



42,800	6,950	2,550	1,850	6,950	4,700	4,210	2,700	7,500	700
	4,600	2,000	1,350	1,200	950	4,135	3,580	2,020	6,500
	350	350	1,950	1,800	3,950	15			



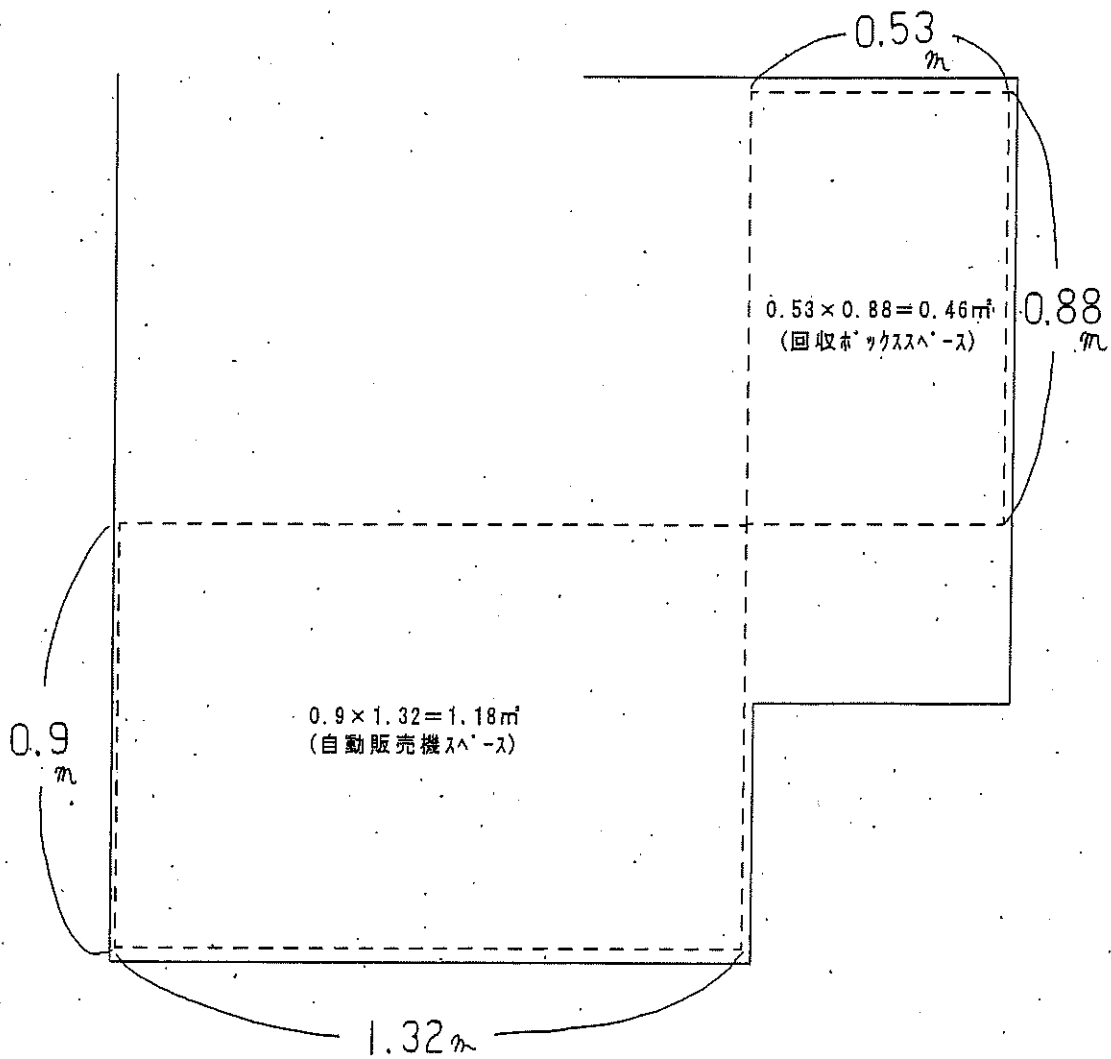
3,450	9,050	2,700	8,200	37,100
1,700	5,700	2,500	2,700	
5,400	2,800	8,200	2,700	
4,125	1,525	3,350	8,200	
5,660	3,350	8,200	2,700	
4,850	3,350	5,200	3,000	
5,200	3,000	8,200	2,700	

3,900	8,650	2,600	7,000	2,900	11,000	3,500	9,000	9,000	19,500	1,000
			3,500	3,600				6,930	1,069	
			2,070	2,930					4,900	
			3,900	1,600						
			9,600	1,600						

S=1/300

建物の名称	社会体育館 1階
所在地	北海道釧路市山手町 校舎 1階
区	釧路区
用途	体育施設
構造	鉄骨コンクリート造
敷地面積	2,104.74㎡/5,210.41㎡
建築年月日	平成15年 7月13日
調査年月日	平成16年 3月30日
調査者氏名	事務主任 松井 隆夫

自動販売機等設置予定図



仕 様 書

(物件番号 4 新十津川農業高等学校：1階保健室前廊下設置場所分)

1 自動販売機の規格及び条件

(1) 大きさ

設置面積（リサイクル回収ボックスの設置面積を含む。）は、貸付面積の範囲内とし、高さは2m以内とすること。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「ピークカット」、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。

ただし、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）を認める。

2 遵守事項

(1) 安全対策

① 転倒防止

「JIS B 8562-1996 自動販売機-据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

② 防 犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。

また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収 ※リサイクル回収ボックスを設置しない場合は削除すること

① リサイクル回収ボックスの設置

自動販売機脇にリサイクル回収ボックスを必要数設置し、設置者の責任で設置自動販売機販売商品の使用済み容器を適切に回収・リサイクルすること。

② リサイクル回収ボックスの規格

ア 素 材

プラスチック製又は金属製とすること。

イ 容 積

回収頻度と回収量を考慮し、リサイクル回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

ウ その他

設置自動販売機販売商品以外の使用済み容器や一般ゴミ（以下「一般ゴミ等」という。）の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は一般ゴミ等が入りにくい構造のものとする。

なお、北海道の責に帰する事由による一般ゴミ等の混入が生じた場合、北海道へ改善措置を要望することができることとし、その後改善されない場合には、リサイクル回収ボックスの撤去を含めた協議を行うことができること。

(3) 自動販売機の管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並

びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

- ② 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

3 販売商品の種類等

(1) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなどの密閉式容器入りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

(2) 販売価格

標準小売価格から **10 円又は 20 円程度**下げた価格とすること。

4 貸付料

見積もった価格とする。

5 電気料等

設置者が自ら設置した専用メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した使用量に基づき、教育財産規則、教育財産規則施行規程運用方針第10条（一般の許可）関係の規定を準用して計算した額とする。

6 売上手数料

徴収しない。

7 売上状況の報告

毎年10月末日及び4月末日までに賃貸借契約に係る前月までの売上状況（月別の販売数及び売上金額）を報告すること。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気等の使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。
なお、設置にあたっては、北海道の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して道の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

北海道の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

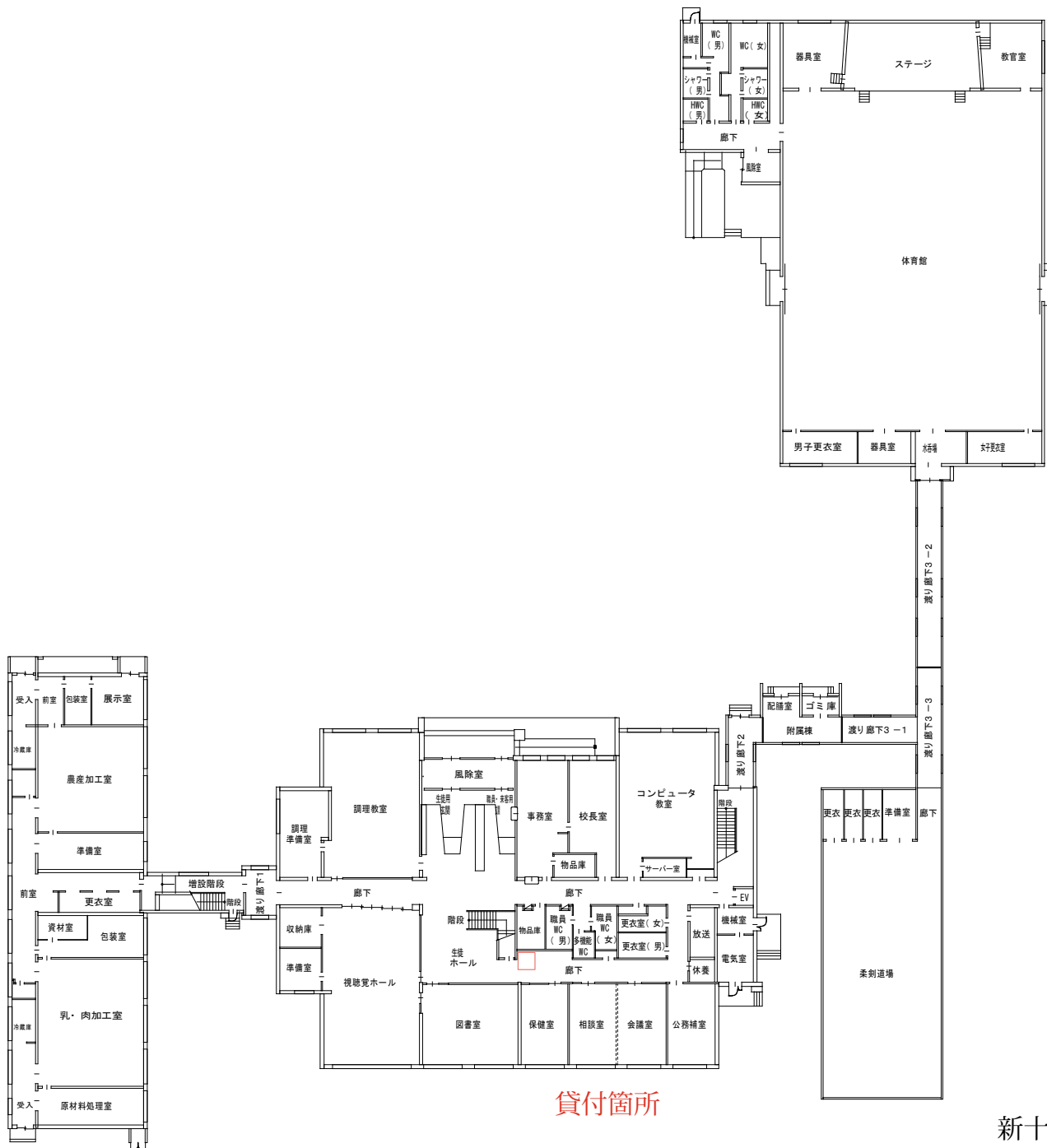
11 商品等の盗難及び破損

- (1) 北海道の責に帰することが明らかな場合を除き、北海道はその責を負わない。
- (2) 設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 利用者への配慮事項

- (1) 新500円硬貨及び1,000円紙幣が使用できること。
- (2) 交通系ICカード（全国相互利用サービス対象のものに限る）を含むキャッシュレス決済が使用することができること。

(注) この書式例は、飲料用自動販売機の設置場所を貸し付ける場合の募集要項に係る仕様書の標準的な書式として定めたものであるから、貸付物件の内容等に応じ、必要な変更を加えて使用すること。



貸付箇所

1F

新十津川農業高等学校校舎棟